

消費者金融市場から分化した ヤミ金融市場に関する研究

堂下 浩

東京情報大学

要 旨

2010年6月に施行された貸金業法は、他の先進国には例を見ないほど過剰な規制を消費者金融市場に敷いた。この副作用として、消費者金融会社を含めた正規の貸金業者からの借入が困難となった資金需要者の一部はヤミ金融の市場に流れている。

ただし当初、想定されるような形態とは異なり、今日暗躍するヤミ金融は特定の借入困難者を狙って融資することで、事件が表面化しないよう債務者の弱みに付け込んだ様々な「ビジネスモデル」を構築している。例えば、多重債務に陥った収入の安定した公務員や、大企業の従業員に特化したヤミ金融は多少の延滞発生を織り込みながらも、給与や賞与の一部（または全部）を回収するビジネスモデルを作り上げている。延滞した場合、勤務先に督促の連絡を入れることで精神的に脅迫することも行われている。

また、貸金業法の施行以降、顕著に借入困難となったシングルマザーや専業主婦といった属性の女性に対して、合法的な個人間融資を装ったヤミ金融もネット上で増殖している。しかし、その実態は性的な関係を持つことを条件に貸し付ける極めて陰湿なヤミ金融である。

つまり今日、様々な歪んだ格好で進化を遂げているヤミ金融は、融資対象とする顧客層の弱みに付け込み、被害の告発を躊躇わせることで、警察による捜査の目をかいくぐろうとしている。本論文では、司法関係者へのインタビュー調査や公判記録に基づき、異形な金融システムとして日本の社会に浸潤しつつあるヤミ金融市場について報告する。

1 はじめに

2023年度におけるパーソナルファイナンス学会の全国大会では「パーソナルファイナンスを巡る技術革新、そして高まる犯罪対策と金銭教育の必要性」という統一論題でいくつかの学術成果が報告された。本大会では、金融と情報の融合が進む現象を捉えて革新的な技術手法が金融市場に導入される試み

が発表される一方で、庶民金融を巡る我が国の法律や環境整備がこれに追いついていない事例が紹介されるなど影の部分も注目を浴びた。

特に、消費者金融の分野で深刻な問題が顕在化しつつある。この背景としてパーソナルファイナンスを巡るカウンセリングや金融教育の制度的な不備が挙げられた。事実、様々な詐欺集団が金融知識の未熟な若者をターゲットに銀行カードローンや消費者

金融へ誘導しながら資金を収奪したり、違法な金融に頼らざるを得ない人々にヤミ金融が融資した上で、回収できない場合は闇バイトを斡旋したりするなどの巧妙な事件についても本大会で報告された。ヤミ金融と特殊詐欺（闇バイト）には親和性があり、そもそも商圏が重なっている点も指摘された。ヤミ金融という反社会集団と関わりを持つことで、闇バイトへ接触する抵抗感は薄れ、さらに金銭面でのひっ迫が続くことで、闇バイトへの関与を段々と深めるなど、反社会勢力による庶民金融への浸潤について注視せざるを得ない¹。筆者は本大会において「給与ファクタリング以降におけるヤミ金融の犯罪スキームに関する研究」という演題で講演し、こうした一端に警鐘を鳴らした。

今大会において出席者の耳目を集めた講演の一つが警察庁の担当官による、ヤミ金融を行う犯罪集団による摘発回避に向けた狡猾な事例に関する報告であった。併せて、本大会の講演や質疑を通して、ヤミ金融が跋扈する背景には、正規の消費者金融会社から借入困難に陥った消費者がヤミ金融に頼らざるを得ない事情も浮かび上がった。最近まで多くのマスコミは巧妙化したヤミ金融による被害拡大の理由として、新型コロナ禍による経済活動の収縮にあると報じていた²。しかしながら、新型コロナ禍から平時へ移行が進んだ状況下でも、スキームを巧妙化させたヤミ金融が摘発される事件が報じられるなど状況に改善は見られない。

そこで、本稿では最初に、新型コロナ禍での消費者金融市場への経済的混乱の影響度合いを調べるために、新型コロナ禍前後における消費者金融市場の変化を調べる。次にヤミ金融に関する事件報道、裁判記録、そして司法関係者へのインタビュー調査等を通して、ヤミ金融がスキームを進化させる事象について論考する。そして、こうした実態からヤミ金融の市場が資金需要者の信用力に応じて二層化している可能性などについても考察する。

2 新型コロナ禍前後における消費者金融市場の変化分析

直近6年間における消費者金融市場の実勢を知る

ために、新型コロナ禍の期間を分けた上で、大手消費者金融会社への新規申込件数や審査諾否の推移を分析し、資金需要が発生した消費者が置かれている借り入れを巡る状況を調べた。筆者は2007年5月から当時の大手消費者金融会社のうち上位7社（消費者ローンの営業貸付金残高ベース）に対して定点調査を開始し、現在もそのうち残存する4社に対して調査を継続している。直近調査においては各社の2024年4月までのデータを集計している。なお、定点調査のスペック仔細は本学会論文誌『パーソナルファイナンス研究』（No.8）に掲載される堂下（2021）の論文に説明されていることから本稿では割愛する。

まず、消費者金融市場における資金需要者の借入行動と資金供与者である消費者金融会社の融資行動を把握するために、定点調査にて集計される新規申込件数、新規成約率、そして貸し倒れ償却率という3つの変数に注目して分析する。そして、新型コロナ禍が法的制限をもって社会に影響を及ぼした期間を定義した上で、この期間における消費者金融市場の推移をその期間の前後と比較する。

すなわち、今回の分析対象とする期間（2018年4月～2024年4月）を以下の3つに分ける。まず新型コロナ禍に見舞われる直前の2年間、つまり2018年4月から2020年3月までの期間を「新型コロナ禍の直前期」とする。次に新型コロナ禍の影響により国民生活が大きく制限された期間については、政府が最初に緊急事態宣言を発出した時期を起点とし、最後のまん延防止等重点措置が政府により解除された時期を終点とする³。そこで、当該期間の起点を2020年4月、終点を2022年3月と定め、これを「緊急事態宣言／まん延防止等重点措置の期間」とする。そして、2022年4月から直近（2024年4月）までの期間を「新型コロナ禍から平時への移行期間」と定義する。

- ① 新型コロナ禍の直前期： 2018年4月～2020年3月
- ② 緊急事態宣言／まん延防止等重点措置の期間： 2020年4月～2022年3月
- ③ 新型コロナ禍から平時への移行期間： 2022年4月～2024年4月

以上の期間を定義した上で消費者金融市場の推移を分析する。図2-1に新規申込件数とその対前年同月変化率を示した。なお、図中で網掛けした期間が上記②の「緊急事態宣言／まん延防止等重点措置の期間」に該当し、この部分の左側が上記①の「新

型コロナ禍の直前期」、そして右側が上記③の「新型コロナウイルス禍から平時への移行期間」に相当する（図2-2～-3も同様）。

図2-1より、新型コロナウイルス禍に襲われる前まで新規申込件数は安定的に推移し、対前年同月変化率は

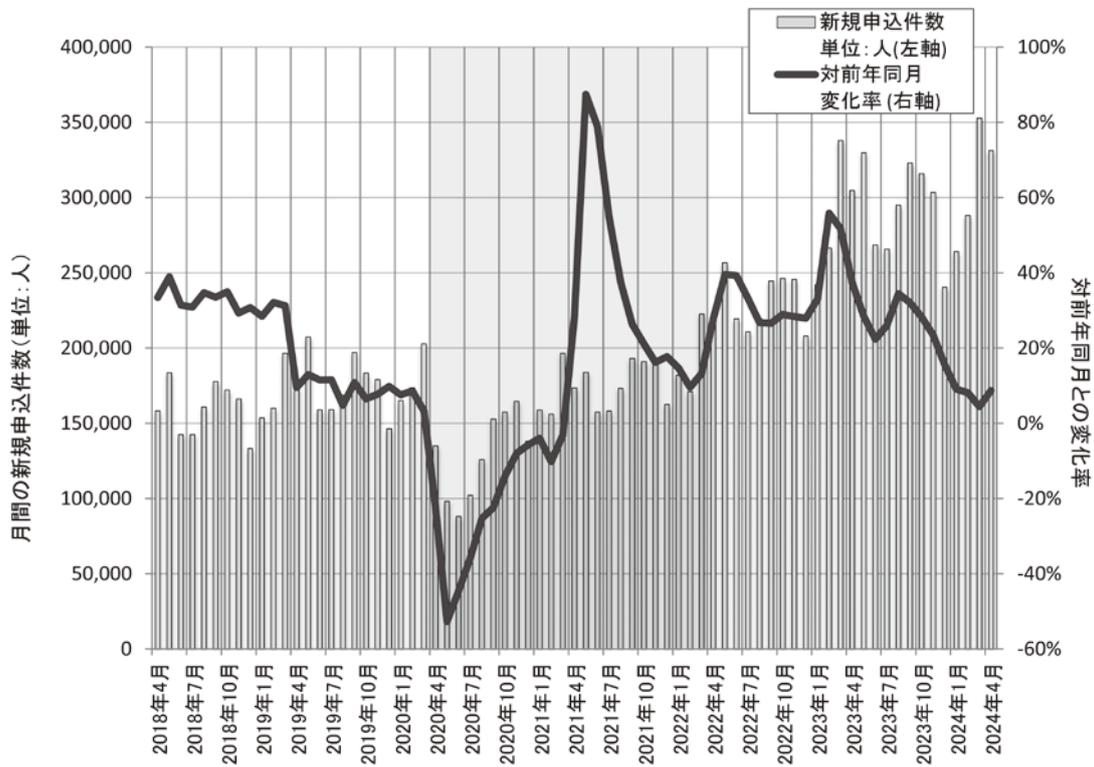


図2-1 新規申込件数と対前年同月変化率の推移

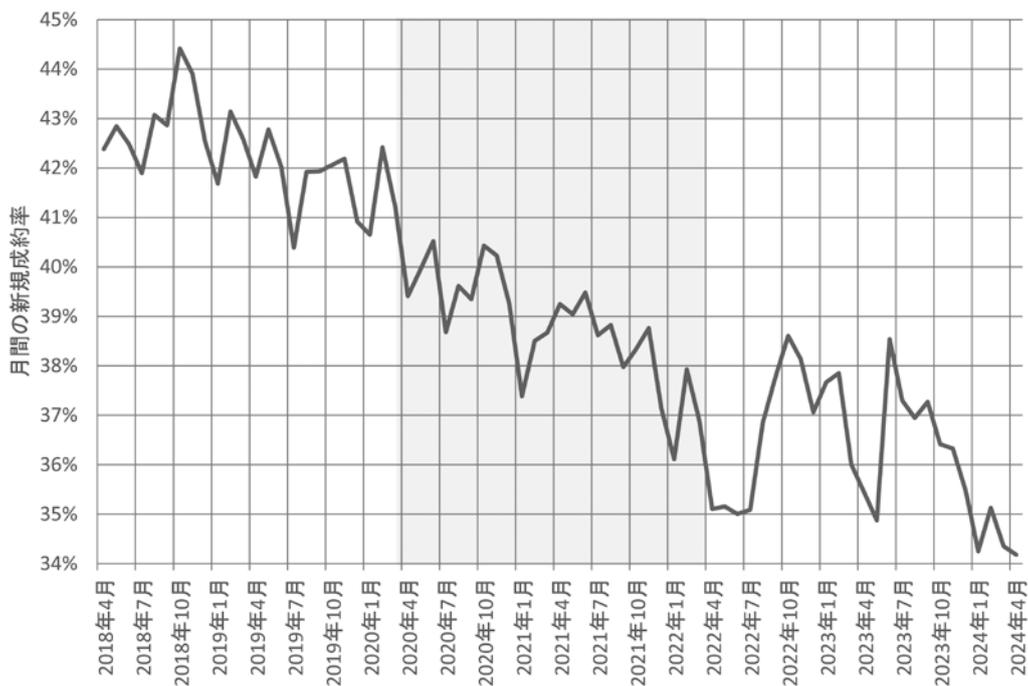


図2-2 新規成約率の推移

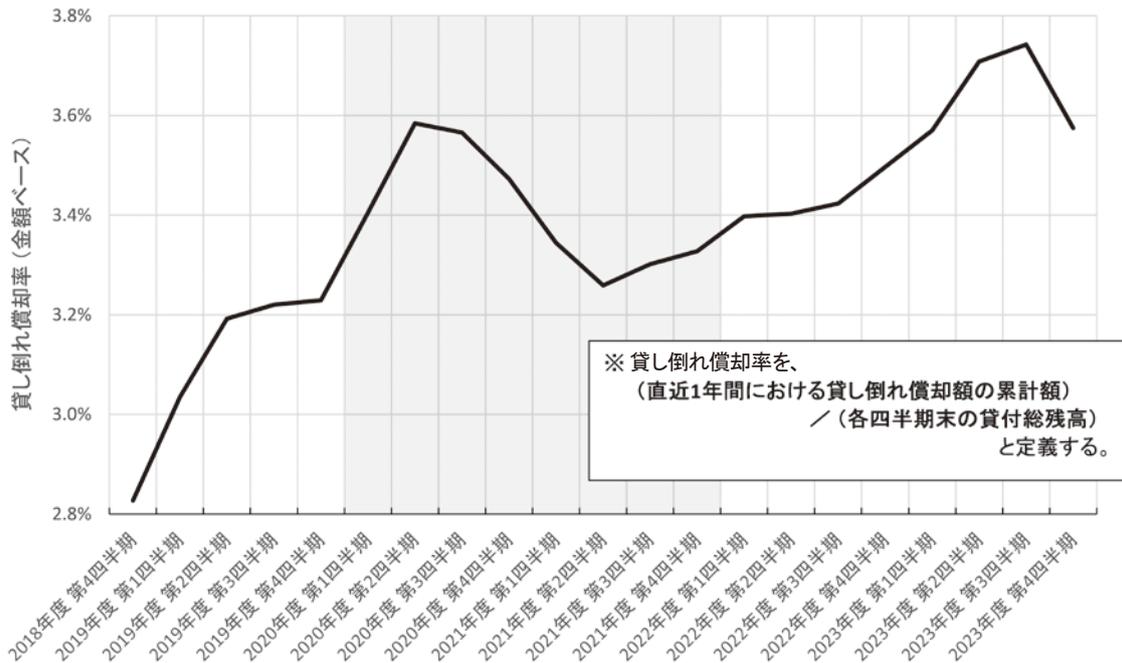


図 2-3 貸し倒れ償却率の推移

10%～40%の範囲で増加傾向を示していた。しかしながら、緊急事態宣言が発出された2020年4月から同年5月にかけては急速に低下し、その後は2021年4月から対前年同月変化率はプラスに転じ、再び回復基調を示した。こうした傾向は新型コロナ禍後も続いている。

次に、図 2-2 に新規成約率の推移を示す。同図から新型コロナ禍が始まる2年前から消費者金融市場において新規成約率は一貫して下降する傾向が読み取れる。直近データである2024年4月の34%が最も低く、新規成約率はピークとなった2018年10月の44%から約10ポイント低下したことになる。

このように新規申込件数が増えながらも消費者金融会社が新規成約率を厳しくする理由として、貸し倒れの増加傾向が挙げられる。図 2-3 に四半期ごとの貸し倒れ償却率の推移を示す。ここで貸し倒れ償却率を、分母に「四半期末の貸付総残高」、分子に「直近1年間における貸し倒れ償却額の累計」として算出される値と定義する。

図 2-3 によると、2018年度末には貸し倒れ償却率が2.8%程度であったが、新型コロナ禍に見舞われる2019年度末には3.2%程度まで上昇した。この後、新型コロナ禍での厳しい行動制限に見舞われた2020年度の第2四半期まで、貸し倒れ償却率は一気

に3.6%の水準まで上昇した。その後、一旦は下降局面に転じたものの、2021年度の第3四半期から再び増加し始め、2023年度の第3四半期には3.8%程度の水準に近づいた。すなわち、過去6年間の間で貸し倒れ償却率は2.9%を下回る水準から3.7%を上回る水準まで上昇していた。経済活動が平時に戻る中であっても、新型コロナ禍以前から続く貸し倒れの増加傾向に警戒感を抱いた消費者金融会社は、新規申込者（資金需要者）を厳しく審査している姿勢が見受けられる。

したがって、過去6年間において新型コロナ禍に強く影響を受けたこともあるが、消費者金融に申し込みながらも新規融資を断られた借入拒絶者や、消費者金融を利用しながら延滞を発生させた返済困難者が増加基調にあった実態が把握できる。そして、この間において借入拒絶者や延滞者の一部がヤミ金融市場に流出していった可能性は否定できない。つまり、多くのマスコミ報道の内容と異なり、ヤミ金融被害の増加は新型コロナ禍という短期的な要因よりも、少なくとも直近6年間で起きている消費者金融市場における審査厳格化という中長期的なトレンドの下で発生している現象と捉えるべきであろう。この背景には、消費者を巡る苦しい家計の状況がある。

3 近時発生するヤミ金融の動向

3.1 給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融

3.1.1 類型化されるヤミ金融としての手法

(1) 給与ファクタリング

2017年3月に全国銀行協会（全銀協）はカードローン審査の厳格化を申し合わせた。これにより杜撰な審査体制を理由に社会問題化するレベルにまで膨張した銀行カードローン市場には急ブレーキが掛けられ、同市場での借入困難者は急増し、その一部は消費者金融市場に流れたと推測される。併せて、消費者金融市場においても融資拒絶となった一部の資金需要者は、その頃から給与ファクタリングと呼ばれるヤミ金融市場に流入していった（堂下〈2022〉）。給与ファクタリングは収入の比較的安定した資金需要者を中心に貸金債権の譲渡を装った格好で融資するヤミ金融であり、延滞時の最終手段として勤務先へ取り立てに向かうことを顧客に仄めかし、貸し倒れを抑止するというビジネスモデルを有する。

こうした背景もあり、給与ファクタリング市場の拡大を警戒した金融庁は2020年3月にこのスキームが貸金業に当たる旨のノンアクションレターを発表した。警察は給与ファクタリングがヤミ金融にあたるとの見解が示されたことで給与ファクタリング業者の摘発を一気に進めた。

しかしながら、金融庁のノンアクションレターが示された後、今度は給与ファクタリングのスキームを援用したヤミ金融、すなわち、後払い現金化商法、先払い買い取り商法、そしてギフト券買い取り商法といった新たなヤミ金融がこの市場を継承する形となった。同時に、給与ファクタリングの利用者もこれら給与ファクタリングの派生形であるヤミ金融に移行していった。

(2) 後払い現金化商法

後払い現金化商法とは、1) 業者（売主）は申込者（資金需要者）のうち審査を通過した買主（資金需要者）に価値のない商品やサービスを提供する、2) 受領した買主は口コミや評価点をネット上に記

載することで業者（売主）からキャッシュバックという名目で現金（「元本」に相当）が入金される、3) 次の給料日に買主は業者へ購入した商品やサービスの代金（「元本」+「利息」に相当）を後払いする、という仕組みである。金融庁はその違法性が司法界から指摘されながらも、後払い現金化商法が貸金業に相当するという見解を示さなかったため、2020年の後半から後払い現金化商法は給与ファクタリングに置き換わる格好で新たなヤミ金融として跋扈し始める。後払い現金化商法で売買される商品は一般的に、例えば「ゲーム攻略集」や「ボーイ活の勧め」など、ほぼ無価値なコンテンツを掲載した情報商材である。

しかしながら、2021年9月に北海道警は後払い現金化商法でヤミ金融を営んだとして、情報商材販売会社「OSGS」（札幌）の代表らを逮捕した⁴。続いて2022年9月に警視庁生活経済課と広島県警の合同捜査本部がネット上で「情報商材」の売買を装って「ツール市場」などの店舗名で営業していた業者の経営者らを逮捕した。なお、この業者はネット上で「ツール系列」と呼ばれ、「エッグ」や「Miloku」といった店舗も展開していた大規模なヤミ金融組織であったと言われている⁵。また、司法関係者によると両事件の業者とも申込者に対して支払い能力（給与明細や勤務先の確認など）を事前に審査していた。

(3) 先払い買い取り商法

後払い現金化商法の摘発が進んだことで今度は、先払い買い取り商法の広告が2022年頃からネット上で目立つようになった。先払い買い取り商法とは、1) 業者（買主）は申込者（資金需要者）のうち審査が通った売主（資金需要者）と買い取り契約を交わす、2) 業者は商品を受領する前に売主に買い取り代金（「元本」に相当）を支払う、3) 入金を確認した売主は買い取り契約をキャンセルした上で次の給料日にキャンセル料（「元本」+「利息」に相当）を業者へ支払う、というスキームである。

先払い買い取り商法のスキームに関しても、金融庁はこれが貸金業に相当するか否かを明確にしているが、2023年1月に全国で初めて茨城県警が先払い買い取り業者を摘発した⁶。この業者はスマホや

ゲーム機器といった換金性が担保できる商品の買い取りを偽装していた。そして、2024年9月に警視庁が2例目となる先払い買い取り業者を摘発した⁷。この業者は「買取キング」の名称でインターネットサイトを運営していたが、先に茨城県警が逮捕した業者と異なり、古い炊飯器や冷蔵庫など換金性の極めて低い商品を買取りの対象とするなど偽装の発覚を恐れぬ挑発的な営業スタイルを広く展開していた。

なお裁判記録等によると、茨城県警が摘発した業者は審査に際して申込者の勤務先に大手生保の社員と名乗り就労状況など申込者の支払い能力を念入りに調べていた。また報道によると、警視庁が摘発した業者も申込者に対して給与明細や銀行口座の入金記録を送らせ支払い能力を審査していた。

(4) ギフト券買い取り商法

茨城県警が先払い買い取り業者を逮捕した報道が伝わると、今度はギフト券買い取り商法がネット上で散見されるようになった。これは金券後送り商法とも呼ばれる。ギフト券買い取り商法とは、1) 業者(買主)は申込者(資金需要者)のうち審査が通った売主(資金需要者)と換金性の高い金券(例えば、JCBギフト券など)を買取る契約を交わす、2) 業者はギフト券を受領する前に買い取り代金(「元本」に相当)を売主に支払う、3) 入金を確認した売主は次の給料日にギフト券(「元本」+「利息」に相当)を業者に郵送する、という手法である。

金融庁はギフト券買い取り商法のスキームについても貸金業に相当するか否かを明確にしていない。金融庁が明確な回答を避ける理由として、ギフト券買い取り商法は買い取り業として金銭を先に支払うものの回収は金銭でなく有価証券(この事件では金券)で行われるため、本スキーム上に「金銭の交付」と「返還の契約」が成立していないと解釈できるからだ。

しかし、2023年10月に神奈川県警の厚木警察署がギフト券買い取り業者を摘発した⁸。神奈川県警が摘発した業者は従業員の給与や新たな貸付原資を調達するために、非常に低い換金率で売主(資金需要

者)から買い取った金券の全部を正規の買い取り業者に持ち込み、高い換金率で現金化していた。同県警はビジネスモデル上のこの点に着目して、ギフト券を介して「金銭の交付」と「返還の契約」が交わされていると解釈した。なお、司法関係者によると、この業者も申込者に対して厳格な審査を行い、利用者には大企業の従業員や公務員といった安定した給与所得者が多かったという。

3.1.2 給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融を利用する顧客層

各種報道⁹でも、給与ファクタリングとその派生形の商法を利用する顧客属性として、公務員や大企業の従業員を中心とした安定した階層に偏る傾向があると伝えられる。実際、これを裏付ける通り、検挙された事件では何れの業者も申込者に審査を行っていた。堂下(2022)によると、摘発された後払い現金化業者の場合、審査諾否の通過率は申込者全体の6~8割程度であった。また、検挙された先払い買い取り業者は10~20%の貸し倒れを見込んで営業していた。回収の原資が借主の給与である点を考えると、給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融が融資先を給与の安定した属性に絞る行動には合理性がある。実際、こうしたヤミ金融による審査は厳格であり、裁判記録によると勤務先への確認方法や偽造された給与明細の見分け方などの業務マニュアルに相当する大量の書類が事務所から押収された事件もあった。

また、国内最大規模の電子掲示板(BBS)サイトである「5チャンネル」における書き込みや捜査関係者へのヒアリング調査でも、給与ファクタリングとその派生形の業者は一定の審査を行い、特に給与の安定した資金需要者に数万円~10万円程度の貸付けを反復継続的に行い、その業者への依存度を高めさせた上で長期的に利益を取奪しようとしているように見受けられる。こうしたスキームは警察からの摘発リスクを抑える上で理に合った手法である。したがって、給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融には借主に対して悪質に取り立てを行い、借主を精神的・肉体的に疲労困憊させて返済するよう「追い込み」と呼ばれる取り立てを行う業

者は少ない。延滞した場合に勤務先へ督促の連絡を入れることを暗喩しながら威迫を与えるものの、ある程度の延滞を許容する傾向が見られる。

先述した通り、給与ファクタリングおよび、その派生形に分類されるヤミ金融が主に対象としている顧客層は、信用力の高い安定した給与所得者である。しかし、実態は、こうした顧客層の多くがギャンブルやFXに代表される投機にのめりこむ過程で先ず銀行カードローンを利用し、そして与信枠を超えた段階で次に消費者金融会社を利用し、いよいよ正規の貸金業者からの借入が困難となった段階で給与ファクタリングとその派生形の業者に接触すると考えられる。堂下（2022）によると、摘発を受けた先払い買い取り業者の被害者（利用者）のうち7～8割が正規の貸金業者から借り入れが困難となった債務整理経験者であった。なお、残りの利用者は正規の消費者金融から借りられるものの、借入プロセスの簡便さや、延滞発生による事故情報が信用情報機関に登録されないことを理由に敢えて先払い買い取り業者を利用していたという。

3.2 SNSを介した個人間融資

3.2.1 隆盛するX（旧ツイッター）を介した個人間融資

ヤミ金融の形態として、上記で論じた給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融以外にも、近時注目されるヤミ金融としてSNSを介した個人間融資が挙げられる（堂下ら〈2020〉）。かつてネット上の個人間融資は違法な金融媒介機能を有した掲示板での取引が大勢であった。しかし、今日ではX（旧ツイッター）を介したSNSヤミ金融という手法の被害が拡大しつつある。X上に「# お金貸します」と投稿し、借り手を募る手法も普及し、その被害は若年層を中心に顕著となっている¹⁰。SNSを介した個人間融資が普及した背景には、全てをネット上で簡便に完結できる手軽さがある。

ただし、大半は個人を装う無登録業者が絡むと言われる¹¹。つまり、後述する「ひととき融資」を除く個人間融資は一般に「業者」であることを装うために、あくまでもX上に「個人」として多数のアカウントを登録している。

2018年12月にSNSを通して繰り返し高利で融資を行っていた「個人」を、ヤミ金融を営んでいた「業者」として摘発した事件が報道¹²された。筆者が確認する限り、この報道がXを介して個人間融資を偽装したSNSヤミ金融として最初に摘発された事件である。しかし、この事件の後もネット上での個人間融資は縮小することなく、逆に反社会集団が大規模にネット上で個人間融資に関与する実態も報道されるようになる¹³。特に最近では、SNS上の個人間融資で「匿名・流動型犯罪グループ」、いわゆる「トクリュウ」の手法を用いた大規模なヤミ金融組織が検挙される事件が相次いでいる。そこで近時、警察が摘発した象徴的な事件を以下で解説する。

3.2.2 大規模化する「トクリュウ」の手法を用いた個人間融資の犯罪

2024年2月に沖縄県警は、SNSを用いた個人間融資を装い組織的に融資していた大型のヤミ金融グループを摘発した。報道¹⁴によると、指示役はカンボジアに滞在しながら、沖縄県内でいくつもの拠点を移動させるなど、警察の捜査を逃れるための警戒を怠っていなかった。逮捕された実行役メンバーの多くは互いの素性を知らず偽名で呼び合わせたりするなどトクリュウに似た手法で組織を拡大させていた。さらには、返済できない債務者には「出し子」として別の債務者からの回収業務を手伝わせたりしていた。一部の債務者には、自分たちのヤミ金融グループでの就職を持ち掛け、沖縄まで転居させ働かせていた。顧客となる資金需要者を集めるためにX上での投稿だけでなく、ダークウェブ等の闇市場で入手した多重債務者の名簿も利用しながら、過酷な営業ノルマと強硬的な取り立てを末端の実行役メンバーに科していた。

なお、現段階において海外に居住する首謀者を警察は逮捕できていない。この首謀者はグループが大きくなる過程で居住地を沖縄から海外に移し、そこから細かく沖縄の拠点に命令を下していた。また、捜査関係者によると、この組織は融資の申込者に本人確認といった審査を行っていたが、給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融が行うよ

うな支払い能力（給与明細や勤務先の確認など）の判断ではなく、その目的は親族の居住地や通学・通勤先に関する情報を収集するなど延滞時の追い込み用いる情報取得であった。この組織は延滞した顧客の子供が通う小学校に電話するなどの嫌がらせも行い、債務者の中には自殺者が発生するほどであった。

そして沖縄の事件が報道されてから5ヵ月後の2024年7月に、今度は福岡県警と北海道警はSNSや携帯電話を使って個人間融資を行っていた大規模なヤミ金融組織を摘発した。報道¹⁵によると、この組織はSNS上で「金に困っている人は相談して」などのメッセージとQRコードを掲載し、連絡があった相手に1週間で2割、2～4週間で5割といった高利息で貸し付けていた。福岡市内の4つの拠点を使い分けた上で、顧客対応や口座出金など役割分担しながら組織的にヤミ金融を運営し、その手法はトクリュウに似ていた。今も警察は上部組織に暴力団の関与を疑い捜査を続けている。

ところで、2024年の7月頃から「5チャンネル」上に、貸し手側の連絡先である携帯番号やXにおける特定のアカウントと突然、連絡が取れないという趣旨の書き込みが大量に投稿され始めた。このタイミングは福岡県警と北海道警が拠点を摘発した時期と重なり、事件の被害者となった借り手が相当数に上り、極めて規模の大きいヤミ金融組織であったと推測される。

なお、これら2つの事件は全くの別グループと考えられるが、沖縄県警が摘発したヤミ金融事件と、福岡県警と北海道警が摘発した事件とではいくつかの類似点が見られる。両者ともトップによる指揮命令の下、お互いの素性や実名を知らないメンバーが入れ替わりながらも集まり、違法な融資をマニュアルに基づき組織が運営されていた。また、両者ともSNSを中心に積極的に融資しながら、返済できない債務者には通帳やSIMカードの提供を要求し、さらにはヤミ金融の業務（つまり、闇バイト）を手伝わせるケースも少なくない。

こうしたトクリュウの影響を受けたヤミ金融が跋扈した背景として、SNSを介した個人間融資の市場が巨大化した点が挙げられる。当初、SNSを介した

個人間融資は組織ではなく「個人」による違法な融資が大半であったと考えられる。ところが、個人間融資を装って組織で違法な利益収奪を目論んだ反社会勢力が振り込め詐欺で用いられたトクリュウの手法を転用し、ヤミ金融に参入したのであろう。実際、上記2つの事件ともトクリュウの手法を用いたことで短期間にて組織を拡大させ、数億円単位の利益を上げるほどのヤミ金融に成長していた。そして、末端で「かけ子」や「受け子」として働く大半の実行役は警察に逮捕されながらも、その指示役は捜査から逃げ切っている。いわゆる「トカゲの尻尾切り」とも言える。規模を拡大して短期間での荒稼ぎを目論むヤミ金融にとって、トクリュウのノウハウ移転は短期間で目的を達成する上で効果的なようだ。何れにせよ、Xを中心としたSNS上の個人間融資で、借主から取り上げられた銀行口座やSIMカードが闇市場で売買されることでトクリュウによる振り込め詐欺に加担する可能性は高く、ヤミ金融と闇バイトの犯罪としての連続性には注意を払うべきだ。

3.2.3 借金と売春の境界線上に位置する「ひととき融資」の市場

近年、X上で目立つようになってきた個人間融資が「ひととき融資」を仄めかすツイートである¹⁶。大阪府警が2019年6月に摘発した最初のひととき融資の事件における仲介手段は、ネット上に開設された資金需要を募るクラウドファンディングを模した専用掲示板であった。その後、ひととき融資の経路としてX上のツイートの資金需要の発生した女性を直接募るパターンも目立つようになってきた。また、奥窪（2019）は資金需要のある女性がパパ活サイトに登録して紹介された男性と交際する過程でその関係性は個人間融資に変質し、結果として、ひととき融資の債務者として被害に遭うケースを報告している。業とならない個人間融資であれば、出資法では上限金利として年利109.5%が適用されるため、大半のひととき融資ではこの上限金利を守り、恋愛関係を建前としながら、貸主である男性は借主である女性に定期的な性的関係を要求する。このため、ひととき融資は被害者である女性が弱みを握られていることもあり、他のヤミ金融犯罪に比べ被害の潜

在化が進みやすい。

ただ、こうした状況下でもひととき融資の摘発はその後も進んでいる。2020年6月に兵庫県警が摘発した事件では、専用のネット掲示板で知り合った女性をホテルや女性の自宅で会い、貸付金額や利率を決め、その上で性行為も条件にしていた。この事件では、「担保」として、「返済時にデータは消す」という約束で女性の裸やバスタオル姿の写真を撮影していた¹⁷。

また、2021年3月に神奈川県警が摘発した事件では、ツイッター上に容疑者が「20～40歳の女性限定。お金貸します」という趣旨のツイートを投稿し、返済まで定期的な性行為を条件にしていた¹⁸。また、同年7月に警視庁が摘発したひととき融資の事件では、インターネットの掲示板やブログで顧客を広く募るものの、連絡が来た女性のみ返信／融資していた。この事件では女性に裸の画像をスマートフォンなどに送らせていた¹⁹。

その後もひととき融資の事件は散見されるが、貸主である男性による悪質行為やトラブルを巡る警察への相談から事件が発覚するパターンもある。2023年5月に北海道警が摘発したひととき融資の事件では、女性のわいせつな画像が張られていた事件を捜査する過程で、その女性が個人間融資でトラブルに巻き込まれていることが判明し、貸主が貸金業法違反で逮捕された²⁰。また、2024年11月に千葉県警匝瑳警察署によるひととき融資の事件も、貸主の違法行為が露見した発端は被害に遭った1名の女性による警察署への相談であった²¹。当初、相談に対応した警官は金銭トラブルの背景を把握できず「リベンジポルノ」被害として取り扱おうとしていた。しかし、貸金業被害に精通したベテランの警官がこの相談を「ひととき融資」被害であると認知できた結果、犯人の数々に及ぶ余罪も追及した上で容疑者を貸金業法違反と出資法違反として検察庁に書類送致した。2021年5月に埼玉県警生活経済課と寄居署が摘発したひととき融資の事件も同様のパターンであった。

両方の事件とも、被害者である女性は貸主である男性が「業」として貸し付けを行っている事実を把握できないため、トラブルに遭った時点で警察にひと

とき融資の被害を届けることは難しい。つまり、警察は被害者である女性からの相談を受けて、この貸主である男性が同様の口口で他の女性に対しても反復継続的に貸し付けを行っている事実を立証した上で貸金業法違反として逮捕しなければいけない。女性側は貸主から悪質な被害に遭っていても、それを警察に被害として申告することを躊躇う傾向が強いため、その立証作業には多くの捜査員の投入と時間を要する。こうしたことから、相当数のひととき融資の被害は警察の介入を逃れる格好で水面下で浸潤しているとも考えられる。

今日、パート・アルバイト、専業主婦、独身子有りとといった女性は一般に正規の消費者金融による審査が通りやすく、こうした属性の女性がSNSなどを通じた個人間融資の依存度を高めている可能性は否定できない。この理由として、2010年6月に施行された改正貸金業法による審査基準の厳格化が挙げられる。当時、消費者金融会社からの借入が難しくなった女性を含めた属性が親族や友人／知人からの借入に流れた（堂下2012）。さらに、花岡博（2007）によると、2006年9月に改正貸金業法の議論を行っていた自民党金融制度調査会に提出された資料でも、零細企業従業員のほかに、パート・アルバイト、専業主婦、そして独身子有りとといった属性に貸し渋りが発生するというシミュレーション結果が示され、その影響は男性よりも女性に大きい点が示されていた。そして、当初は対面での親族や友人からの借入が中心であったものが、その取引方法は徐々にネット上の掲示板に切り替わり、今日Xにも広がっている。

経済的安定性の脆弱な女性を狙ったひととき融資の犯罪に関しては被害者保護の観点で報道される内容は限定的であるが、一部の報道や事件の裁判記録等に目を通す限り、貸主である男性による加害の悪質性は目に余るものがある。今日、「パパ活」は「売春」をオブラートに包む違法行為であると指摘されながらも、専用アプリやパパ活サイトの普及により若年層の間で広く浸透している²²。その結果、パパ活とひととき融資の境界線は曖昧となり、女性側にひととき融資を利用する倫理的ハードルが下がっている可能性は否定できない。

4 取り残された課題

貸金業法の改正以降、ヤミ金融市場の多層化・細分化が進んだとも言えよう。つまり、貸金業者が対応できなくなった上位層向け（公務員、大企業従業員など）のヤミ金融と、下位層向け（パート/アルバイト、派遣、専業主婦など）のヤミ金融というように多層化して、独立に市場として機能している可能性がある。この概念図を示すと図4-1（図中ピンク色の逆台形の領域は「法改正前の市場範囲」を示す）。上位ヤミ金融の部類には返済能力の審査を厳格に行う給与ファクタリングと、そのスキームを援用したヤミ金融が該当する。一方で、下位ヤミ金融の部類にはSNSを介した個人間融資（ひととき融資も含む）が該当する。つまり、給与ファクタリングとその派生形の業者からも融資を受けられない階層も存在し、その受け皿として機能している最末端のヤミ金融が個人間融資であろう。そして、両者のヤミ金融とも顧客層の特徴や社会変化に適応しなが

ら独自のスキームで進化を遂げていると論定できる。

こうして見ると、パーソナルファイナンスの分野は信用力の高い順に、銀行カードローン市場、消費者金融市場、そしてヤミ金融市場と分化し、ヤミ金融市場も上位ヤミ金融と下位ヤミ金融にさらに細分化している可能性がある。ここで重要な視点は、資金需要者が自身の信用力に基づき、これら市場を上部から下部に流れている深刻な実態である。一種のカスケード現象が生じている。少なくとも正規の市場から非正規の市場に流れる資金需要者を軽減する処置として、カウンセリング機能の充実が行政や業界に求められる喫緊の課題であろう。今日、業界は高収益決算を計上する中、本質的な消費者保護に向けた対策が先送りされている感は否めない。

また、本稿の3章では、上位ヤミ金融に分類した給与ファクタリングとそのスキームを援用したヤミ金融が摘発された事件について説明した。しかしながら、報道やネット上の広告を見る限り、現状もスキームを洗練させながらヤミ金融として水面下で浸

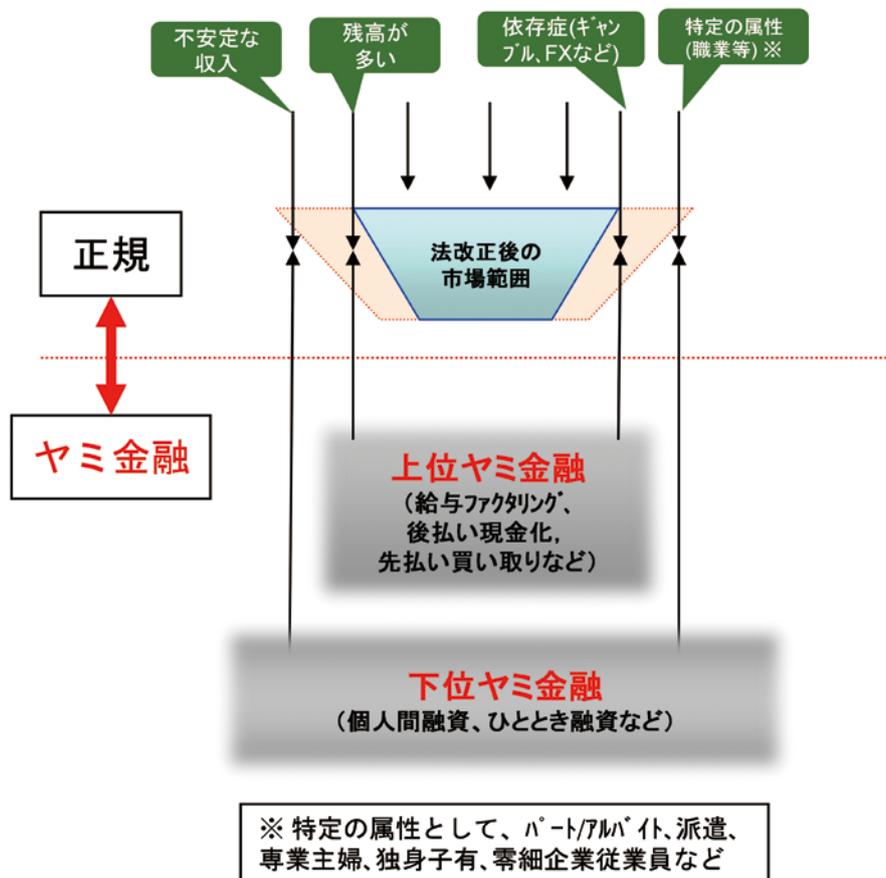


図4-1 貸金業法の改正以降におけるヤミ金融市場の多層化・細分化（概念図）

潤している可能性が高い。下位ヤミ金融に分類したSNS上の個人間融資については、警察が「トクリュウ」の手法を用いたヤミ金融を相次いで検挙したことで、先述の通り、貸し手側の連絡先である携帯番号やXにおける特定のアカウントと突然、連絡が取れないという書き込みが多数投稿された。しかし裏返すと、これらヤミ金融から資金を調達できなくなった資金困窮者が大量に発生し、強盗のような凶悪な犯罪に流れていく可能性は否定できない。

併せて、大規模なヤミ金融組織が検挙されても、X上には依然と機能しているアカウントも大量にある。特にひととき融資を募るアカウントに変化はないように見受けられる。

さらに最近では、投資／副業詐欺に遭った被害者が商材を購入するにあたり消費者金融会社から返済能力を超えた借入を受けたことが原因で延滞を発生させ、正規業者から借入れが不可能となる事例が多発している（この点について業界は早急の対策が必要だ）。そして、こうした借入困難者が今度はヤミ金融に接触する事例も散見されるようになり、若年層を中心とする消費者がヤミ金融と接触する機会は様々な経路で増えていると考えられる。

何れにせよ2006年12月に改正された貸金業法の影響としてヤミ金融は歪んだ格好で市場を形成させ、被害を潜在化させるために進化していると考えられる。したがって、今後は同法改正が社会に与えた影響を把握するために、上位ヤミ金融として分類されるそのスキームの変遷と、下位ヤミ金融として分類される個人間融資の実態、とりわけ被害の潜在化が進むひととき融資について資金需要者保護の観点から引き続き調査を進めていきたい。

【注】

- ¹ 例えば、ダイヤモンド・オンライン「『人懐こく真面目な人』ほど闇バイト加害者に!? きっかけはヤミ金との“異常な関係”」（2024年2月20日）など。
- ² 例えば、日本経済新聞「コロナ困窮につけ込むヤミ金横行 愛知で摘発相次ぐ」（2020年7月1日）など。
- ³ 新型コロナ禍が国民生活に影響を与えた期間を

定義する。具体的には政府による緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の実施である。緊急事態宣言は以下の通り4回発出された（ただし、沖縄県のみ2021/6/21～2021/7/11の間も緊急事態宣言を継続した）。

1 回目の緊急事態宣言：2020/4/7～2020/5/25

2 回目の緊急事態宣言：2021/1/8～2021/3/21

3 回目の緊急事態宣言：2021/4/25～2021/6/20

4 回目の緊急事態宣言：2021/7/12～2021/9/30

また、まん延防止等重点措置は以下の通り2回実施された。

1 回目のまん延防止等重点措置：2021/4/5～2021/9/30

2 回目のまん延防止等重点措置：2022/1/9～2022/3/21

以上から、「緊急事態宣言／まん延防止等重点措置の期間」を2020年4月～2022年3月と定義した。

- ⁴ 例えば、「後払い装い利息回収 ヤミ金融容疑道警 男ら逮捕」読売新聞（2021年9月29日）など。
- ⁵ 例えば、「レビュー書けば即報酬 『後払い現金化』か サイト運営グループ摘発」朝日新聞デジタル（2022年9月2日）など。
- ⁶ 例えば、「スマホやゲーム機、先払い買い取りで違法貸金業 最大140倍の高金利容疑で11人逮捕 茨城県警が全国初摘発」茨城新聞（2023年1月17日）など。
- ⁷ 例えば、「不用品の売買装い高利貸しの疑い 『先払い買い取り』業者ら逮捕」朝日新聞デジタル（2024年9月19日）など。
- ⁸ 例えば、「フリマサイト装い『ヤミ金』神奈川県警、容疑の男女6人再逮捕」神奈川新聞（2023年10月25日）など。
- ⁹ 例えば、「『先払い買い取り』商法が横行 規制強化を弁護士など国に要請」NHK NEWS WEB（2021年12月23日）など。
- ¹⁰ 例えば、「コロナ禍で急増『SNSヤミ金』に手を出した男性の悲惨すぎる“アリ地獄”」文春オンライン（2021年9月23日）など
- ¹¹ 例えば、日本経済新聞「#お金貸します SNS

- にワナ個人装うヤミ金、違法金利要求や脅迫も」(2019年6月10日)など。
- ¹² 例えば、「新たな手口の“ヤミ金”摘発 男女6人を書類送検へ」NHKニュース(2018年12月12日)など。
- ¹³ 例えば、「SNSで広まる『個人間融資』振り込め詐欺加担への端緒」NEWSポストセブン(2019年5月11日)など。
- ¹⁴ 例えば、「ヤミ金債務者が自殺 過酷な督促で追い込まれたか 沖縄県警が捜査 売春行為に及んだ人も」沖縄タイムス(2024年3月6日)など。
- ¹⁵ 例えば、「SNSヤミ金疑いで16人逮捕、福岡県拠点の『トクリュウ』か…背後に暴力団関与の可能性」読売新聞オンライン(2024年7月4日)など。
- ¹⁶ 例えば、「ご注意ください“個人間融資”“ひととき融資”」NHKあさイチ(2023年1月23日)など。
- ¹⁷ 例えば、「性行為を条件に複数女性に現金貸し付け 68歳男“担保”に裸やバスタオル姿の写真撮影も」神戸新聞(2020年6月8日)など。
- ¹⁸ 例えば、「性行為条件『ひととき融資』か 貸金業法違反容疑で逮捕」毎日新聞(2021年3月3日)など。
- ¹⁹ 例えば、「融資の見返りに性交渉を求める『ひととき融資』で現金を貸し付けた疑い 51歳の経営コンサルタントを書類送検」東京新聞(2021年7月27日)など。
- ²⁰ 例えば、「性的行為条件のヤミ金融『ひととき融資』北海道初の摘発…45歳の男を逮捕 “5000~20万円”貸し付けで要求」北海道ニュースUHB(2023年5月31日)など。
- ²¹ 例えば、「ヤミ金疑いで書類送検」千葉日報(2024年11月6日)など。
- ²² 例えば、「SNSによる若者たちの『パパ活・援助交際』の現状とは」gooニュース(2024年6月1日)など。
- の罫にハマる女子たちの実態」FRIDAYデジタル, 2019年8月12日. <https://friday.kodansha.co.jp/article/59125>
- 堂下浩(2012).「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」早稲田大学クレジットビジネス研究所, No.IRCB12-002.
- 堂下浩, 的場智也(2020).「新型コロナ禍における違法性のある融資取引に関する実態調査」『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会, No.7, pp.5-11.
- 堂下浩(2021).「貸金業法の改正前後における資金供与側からの消費者金融市場に関する調査」, 『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会, No.8, pp.19-29.
- 堂下浩(2022).「ヤミ金融の浸潤から見た貸金市場の持続可能性に関する調査」『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会, No.9, pp.5-13.
- 花岡博(2007).「ヤミ金融の跋扈と零細企業の倒産を危惧」『週刊 金融財政事情』金融材事情研究会, 2007年6月4日号, pp.20-23.

【引用文献】

奥窪優木(2019).「代償に肉体関係“ひととき融資”